

組合規約が 一部変更になりました

別表 第4条第二号関係

都道府県	市区町村
福島県	いわき市
千葉県	千葉市、松戸市、流山市、野田市、我孫子市、印西市、市川市、船橋市、柏市、香取市
東京都	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区 武蔵野市、三鷹市、調布市、府中市、小金井市、国分寺市、国立市、小平市、西東京市、東村山市、立川市、西多摩郡瑞穂町、日野市、昭島市、青梅市、東久留米市、清瀬市、東大和市、武蔵村山市
神奈川県	川崎市、横浜市、 藤沢市

※当組合の地区に藤沢市が追加されました。

附 則(令和2年2月7日)

- 1 この規約の一部改正は、令和2年2月7日より施行する。ただし、その適用は被保険者がその地区に住民登録をした日とする。
- 2 この規約の一部改正は現在、監督官庁である「埼玉県」に認可申請中です。認可承認されましたら、組合員の皆様にお知らせいたします。

